

寿都町漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月14日

協定認定日 令和6年3月21日

(目的)

第1条 本協定は、寿都町漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	北海道沖	すけとうだら	すけとうだら固定式刺し網漁業
(2)	北海道沖	すけとうだら	すけとうだらはえ縄漁業
(3)	北海道沖	するめいか	いか釣り漁業 (5トン以上船)
(4)	寿都町漁協地先	ほっけ、さけ	ほっけ・まぐろ・さけ定置漁業
(5)	寿都町漁協地先	するめいか、ほっけ	いかなご・いか・ほっけ小型 定置網漁業
(6)	寿都町漁協地先	さば、ぶり	さば・ぶり・まぐろ小型定置網 漁業
(7)	寿都町漁協地先	かれい類、ひらめ、 ほっけ、たら	かれい・ひらめ・ほっけ・たら 底建網漁業
(8)	寿都町漁協地先	なまこ	なまこ桁網漁業
(9)	寿都町漁協地先	さけ、くろまぐろ	さけ定置漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

すけとうだら 資源管理基本方針別紙2-9 すけとうだら日本海北部系群に定める目標

するめいか 資源管理基本方針別紙2-12 するめいかに定める目標

ほっけ	北海道資源管理方針別紙３－２０ ほっけ道北系群に定める資源管理の方向性
さけ	北海道資源管理方針別紙３－１ さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性
さば	資源管理基本方針別紙２－１５ まさば及びごまさば太平洋系群に定める目標
ぶり	北海道資源管理方針別紙３－２０ ぶりに定める資源管理の方向性
かれい類	北海道資源管理方針別紙３－２５ まがれい北海道北部系群、別紙３－２６ そうはち北海道北部系群に定める資源管理の方向性
ひらめ	北海道資源管理方針別紙３－７ ひらめ北海道（日本海～津軽海峡海域）に定める資源管理の方向性
たら	北海道資源管理方針別紙３－２４ まだら北海道日本海に定める資源管理の方向性
なまこ	北海道資源管理方針別紙３－５０ なまこ類北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
くろまぐろ	資源管理方針別紙２－１ くろまぐろ（小型魚）、別紙２－２ くろまぐろ（大型魚）に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第４条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
（１）	日本海海域におけるすけとうだら漁業の TAC の後志管内地域利用枠を遵守する。そのために、漁獲量の合計が当該地域利用枠の 95%を超えたときは、目的操業の停止等の措置を講ずるものとする。
（２）	日本海海域におけるすけとうだら漁業の TAC の後志管内地域利用枠を遵守する。そのために、漁獲量の合計が当該地域利用枠の 95%を超えたときは、目的操業の停止等の措置を講ずるものとする。
（３）	【５トン以上船】 ・するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲量の総量がするめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量の 9 割に達した後においては、するめいか小型するめいか釣り漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者はするめいかの採捕を目的とした操業を自粛するものとし、消化率が 9.5 割を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都道府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が 9 割を下回った場合には操業の自粛を

	解除できることとする。 ・北海道いか釣漁業協会の決定事項（休漁日、漁獲調整）を遵守する。
(4)	(ほっけ) ・操業期間の10%以上を休漁する。 (さけ) ・さけ稚魚放流時期に漁期の短縮を行い、放流した稚魚の保護を図る。 ・一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会と連携し、さけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。
(5)	(ほっけ) ・操業期間の10%以上を休漁する。 (するめいか) 北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲量の総量が北海道するめいかを採捕する漁業の知事管理漁獲可能量の9割に達した後においては、北海道するめいかを採捕する漁業の漁獲可能量の超過を防止するため、本協定参加者は当該達した日の翌日から漁期終了日までするめいかを対象とする操業を自粛するものとし、消化率が9.5割を超えた時には操業を停止する。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が9割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。
(6)	(さば) まさば及びごまさば太平洋系群知事管理漁獲可能量の9割に達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日まで操業を自粛するものとする。 ただし、国の留保からの追加配分や、他都府県又は大臣許可漁業との漁獲可能量の融通等により、消化率が8.5割を下回った場合には操業の自粛を解除できることとする。 (ぶり) ・操業期間の10%以上を休漁する。
(7)	(各魚種共通) ・操業期間の10%以上を休漁する。 ・身網127m以内 ・垣網の長さ300m以内 (かれい類) ・体長18cm未満のまがれい及びそうはちがれいが採捕された場合、海中還元する。 (ひらめ)

	・ 体長 35cm 未満のひらめが採捕された場合、海中還元する。
(8)	・ 操業期間の 10%以上を休漁する。 ・ 重量 100g 未満が採捕された場合、海中還元する。
(9)	(さけ) (1) 道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 (2) なお、必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、次の親魚確保のための必要な措置を行う。 ・ 漁期の短縮（期末） (3) 一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会と連携し、さけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 (くろまぐろ) ・ 北海道くろまぐろ（小型魚）漁業及び北海道くろまぐろ（大型魚）漁業の資源管理協定を遵守する。 ・ 資源管理基本方針及び北海道の資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第 31 条第 2 項の規定に基づき知事が行う公表、助言・指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）

（取組の履行確認に関する事項）

第 5 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	協定履行確認書、TAC 報告確認書
(2)	協定履行確認書、TAC 報告確認書
(3)	協定履行確認書、TAC 報告確認書
(4)	(ほっけ) 漁協伝票または資源管理の状況等の報告 (さけ) ・ 漁期の短縮

	漁協伝票または資源管理の状況等の報告
(5)	(ほっけ) 漁協伝票 (するめいか) 協定履行確認書、TAC 報告確認書
(6)	(さば) 協定履行確認書、TAC 報告確認書 (ぶり) 漁協伝票
(7)	(各魚種共通) ・ 操業期間の 10%以上の休漁 漁協伝票
(8)	・ 操業期間の 10%以上の休漁 漁協伝票または資源管理の状況等の報告・ 漁獲成績報告書
(9)	(さけ) ・ 再生産親魚の河川遡上数 日本海増協全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書 ・ 親魚確保のための必要な措置 漁協伝票または資源管理の状況等の報告 (くろまぐろ※強度な資源管理) ・ 漁獲がある場合 実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ・ 漁獲がない場合 実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 24 年漁業法第 267 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項、第 58 条において読み替えて準用する第 52 条第 1 項及び第 90 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理基本方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本拠打ち及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代表権を有するもの(以下「協定代表者」をいう。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年3月14日から令和11年3月13日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき北海道知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定代表者の機能及び経費の負担)

第 12 条 協定代表者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定代表者に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定代表者は、本協定の手続を経た事項については、全ての参加者のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
- 3 協定代表者は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。
- 4 協定にかかる事務手続き及び報告については、寿都町漁業協同組合が処理するものとする。

（その他）

第 13 条 本協定に定めない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 3 月 14 日から施行する。

（本協定の参加者）

別紙のとおり